リスク管理規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟(以下「この法人」という) におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び法人の損失の最小化を 図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において「リスク」とは法人に物理的、経済的もしくは信用上の損失または不 利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とはリスクが具現化し た以下の事象を指すものとする。
 - (1) セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合
 - (2) 職員または会員、会友が故意または重大な過失により法人に重大な損害を与える問題が生じた場合
 - (3) 法人の活動により、会員、会友の倫理に関わる問題、個人の権利または名誉を著しく 侵害する事態が発生した場合
 - (4) 不適切な公益活動や欠陥のある情報の提供等により、法人のイメージが低下した場合
 - (5) 外部からの不法な攻撃等を受けた場合
 - (6) その他この法人に対して重大な損失を与える場合

(リスクに関する措置)

- 第3条 法人の役員及び職員は、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、そのリスクの回避、軽減、その他必要な措置を講じなければならない。
 - 2 法人の役員及び職員は、業務上の意思決定を求めるにあたっては、決裁者に対して当該 業務において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するた めの措置について具申しなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

- 第4条 法人の役員及び職員は、具体的リスクが発生した場合には、これに伴い生じる法人の損失または不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。
 - 2 具体的リスク発生後、速やかに決裁者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係者と協議を行い、決裁者の指示に従う。

(通報窓口)

第5条 具体的リスクに関する連絡を職員または会員、会友から受ける通報窓口を事務局長、女

性理事、および顧問弁護士の3か所とする。ただし、競技内容、競技運営、競技結果、および裁定に関する連絡は競技会事業部または記録保管制度の管轄であり、通報窓口の対象には含まれない。

(通報への対応)

- 第6条 通報を受けつけた事務局、女性理事、および顧問弁護士は、会長に報告し指示を受ける。
 - 2 受けつけた通報について、会長は法人が受ける損失または不利益の程度を判断し、会長 代行、副会長および関係理事と協議して、必要な対応策を策定するものとする。その際、 必要に応じて、通報者から事情を聴取し、事実関係の確認を行う。
 - 3 受けつけた通報への対応は、前項で策定された対応案について、理事会の審議を経て行 う。
 - 4 理事会における決定は文書をもって通報者に通知するとともに、通報への処理を行う。
 - 5 会長は前項で決議された通報への処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について理事会に報告しなければならない。

(調査委員会の設置)

- 第7条 会長は、受けつけた通報への対応方針を決定するにあたり、重大な具体的リスクにつな がるおそれがあると判断された場合には、調査委員会を設置し、通報に係る調査を行うと ともに対応策の策定を諮問することができる。
 - 2 調査委員会は3名以上の委員をもって組織する。ただし、当該事案の当事者との間において利害関係がある者は委員になることができない。
 - 3 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
 - 4 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
 - 5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 6 会長は、調査委員会が決定した対応方針について、理事会に報告し、承認を得るものと する。
 - 7 調査委員会は、当該事案の処理が終了したときに解散するものとする。

(守秘義務)

第8条 本規則に基づくこの法人のリスク管理に関する措置などを立案、実施する過程において 知り得たこの法人および関係者の秘密を漏洩してはならない。

(懲戒)

- 第9条 事務局職員が本規則に定める具体的リスクの発生に意図的に関与した場合等は、就業規 則の定めにより懲戒を行うことができる。
 - 2 会員、会友が具体的リスクの発生に意図的に関与した場合等は、理事会の決議を経て会 長が懲戒処分を行うことができる。

(改廃)

第10条 この規則の変更は理事会の決議により行う。

附則

この規則は、2021年6月25日から施行する。

変更履歴

2021年6月25日制定